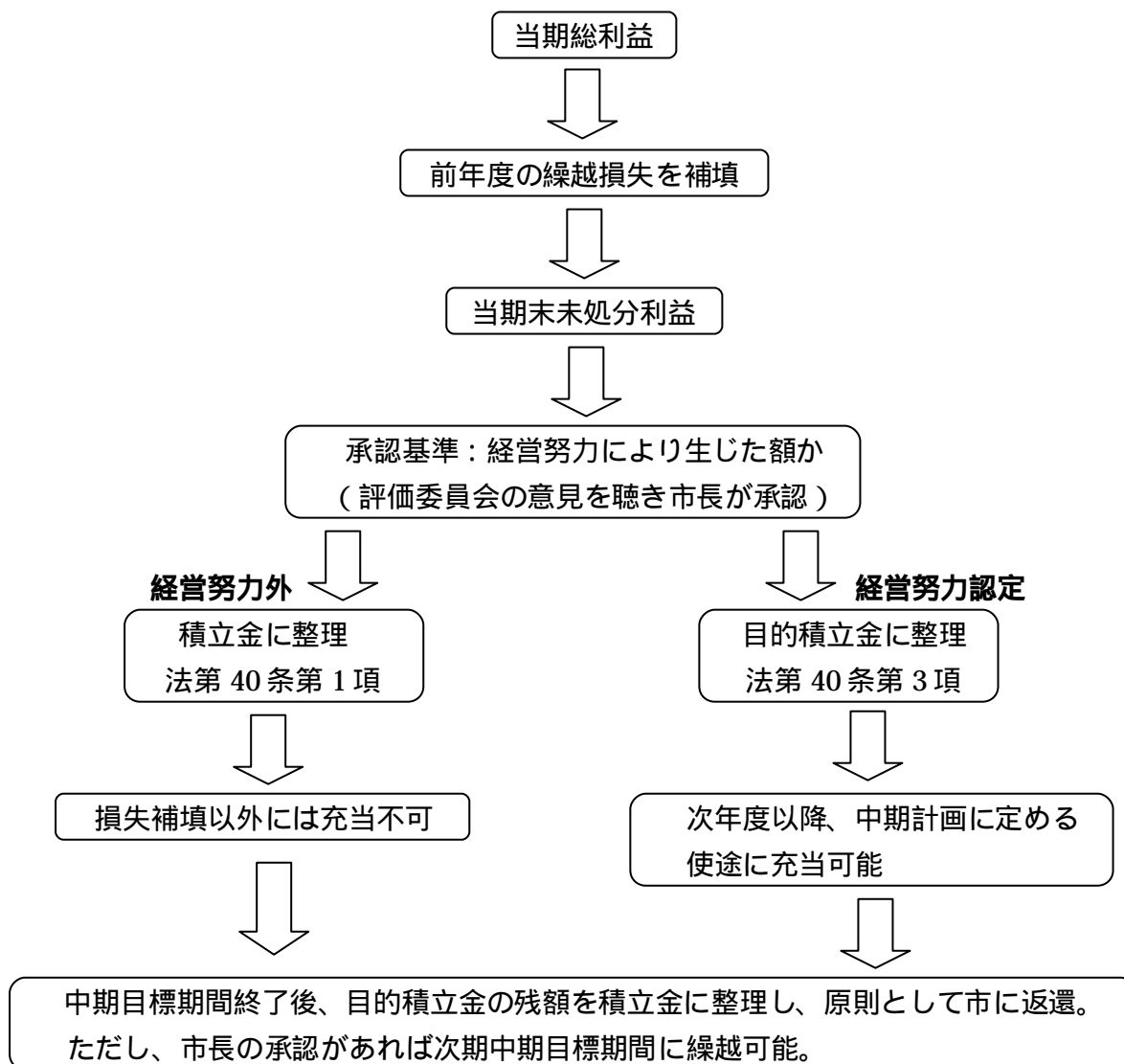


## 公立大学法人青森公立大学の利益処分承認の考え方と承認基準について

### 1 利益処分の流れ



### 2 経営努力の具体的な取扱いについて

自己収入から生じた利益  
経営努力を認定 目的積立金

運営費交付金収益から業務効率化等によって生じた利益  
原則として経営努力を認定 目的積立金

ただし、学士課程及び大学院課程の学生収容定員の合計の充足率が90%を下回った場合は、未充足学生分の教育経費相当額分を積立金に整理し、中期目標期間終了時に市に返還する。

**\* 考え方**

- (1) 国立大学法人制度において、教育研究という大学の業務の特性、また、事業を予定どおり行えば収支が均衡するものであることから、予定どおり事業を行った結果剰余金が発生した場合には、法人の業務効率化等の結果とすることが妥当とされており、具体的には、客観的指標である学生収容定員を在籍者が満たしていることをもって行うべき事業を行ったことを説明する取扱いとしており、青森県立保健大学をはじめ、他大学においても国立大学法人制度に倣った利益処分承認基準としているところがほとんどである。本市においても同様の考え方を採用することとするものである。
- (2) 地方独立行政法人制度において、利益処分の承認は、経営努力のインセンティブを法人に与えるための仕組みであり、法人化されたことにより、既に業務効率化に取り組んでおり、基準が厳格すぎると法人へ二重の業務効率化を課すことにもなり、経営改善や増収へのインセンティブが損なわれる可能性がある。また、本市における運営費交付金算定に当たっては、事業費、管理運営費及び法人化に伴う新規経費（人件費、租税公課を除く）に対し効率化係数を課して業務効率化を先取りしており、自己収入についても、少子化や経済不況による将来の減収要因は見込まれるものの、その減収見込分については、経営努力分としての増収を見込むことにより、現状維持を原則としているものである。

### **3 承認基準を定めるに当たっての前提**

承認基準を定めるにあたっては、次の事項を踏まえるものとする。

「地方独立行政法人会計基準及び地方独立行政法人会計基準注解」（平成16年総務省告示第221号。以下「会計基準」という。）に基づくものであること。

### **4 承認の対象となる額**

市長の承認を受けようとする額については、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）第40条第3項及び会計基準第71に基づき、次のいずれの要件にも合致する場合に承認するものとする。

- (1) 当該事業年度における経営努力により生じたもの
- (2) 法第26条第2項第6号に基づき、中期計画に定めた剰余金の使途に充てようとするもの

## 5 経営努力認定の考え方

経営努力により生じたと認められる利益は、会計基準第71の内容に基づき、次のとおりとする。

- (1) 運営費交付金及び国又は地方公共団体からの補助金等に基づく収益以外の収益（以下「自己収入」という。）から生じた利益
  - 運営費交付金対象収入が当初予算額を上回った結果生じた利益（入学料、授業料等の学生納付金及び施設使用料等）
  - 特定収入事業を行った結果生じた利益（受講者負担金による事業等）
- (2) 運営費交付金に基づく収益において、中期計画（年度計画）の記載事項に照らして、本来行うべき業務を効率的に行ったために費用が減少した結果発生した利益（プロパー職員人件費、管理経費の抑制等）
- (3) その他法人において経営努力によることを立証した場合